

第 50 期業務及び財産の状況に関する説明書類

〔 令和 1年 7月 1 日から
令和 2年 6月 30 日まで 〕

東 陽 監 査 法 人

様式（法 34 条の 16 の 3）

業務及び財産の状況に関する説明書類

第50期 令和 1 年 7 月 1 日から令和 2 年 6 月 30日まで

令和 2 年 8 月 31日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 東 陽 監 査 法 人

所 在 地 東京都千代田区神田美土代町 7 番地

代 表 者 佐 山 正 則

一．業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

（目的）

1. 財務書類の監査又は証明の業務
2. 財務に関する調査、若しくは立案又は財務に関する相談の業務
3. 国際業務に関する財務書類の調製

（沿革）

- 昭和46年 1月29日 監査法人日東監査事務所の設立事務所を東京都千代田区神田岩本町15番地に置く
- 昭和56年11月19日 虎ノ門共同事務所と統合を機に名称を東陽監査法人に変更し主たる事務所を東京都中央区銀座3丁目10番4号に移転
- 同時に従たる事務所を大阪市と名古屋市に開設
- 大阪事務所 大阪府大阪市阿倍野区阪南町1丁目20番5号
- 名古屋事務所 愛知県名古屋市東区徳川町2003番地
- 平成 3年 7月15日 大阪事務所を大阪府大阪市中央区久太郎町2丁目5番28号に移転
- 平成 8年 3月11日 主たる事務所を東京都中央区銀座6丁目13番16号に移転
- 平成15年12月 8日 名古屋事務所を愛知県名古屋市東区徳川町2601番地に移転
- 平成17年 1月 1日 監査法人西村会計事務所と合併
- 平成18年 7月15日 主たる事務所を東京都千代田区神田美土代町7番地に移転
- 平成18年10月 1日 東都監査法人と合併
- 平成19年 7月 3日 大阪事務所を大阪府大阪市中央区南本町4丁目2番21号に移転
- 平成21年 2月 1日 名古屋事務所を愛知県名古屋市中村区名駅4丁目26番13号に移転
- 平成23年 1月 4日 BDO International Limitedと業務提携
- 三優監査法人と合併でBDO Japan株式会社を設立
- 平成23年 8月27日 大阪事務所を大阪府大阪市中央区安土町2丁目3番13号に移転
- 平成30年 6月30日 BDO International Limitedとの業務提携を解消
- BDO Japan株式会社の株式をすべて譲渡
- 平成30年 7月 1日 Crowe Globalと業務提携

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別
無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

(監査証明業務)

当期の監査証明業務は、前期に比して金融商品取引法・会社法監査は4社、会社法監査は8社減少となりました。

私立学校振興助成法に基づく監査学校法人数は3社減少となりました。

その他の任意監査は12社減少となりました。

よって被監査対象会社等の数は、314社となり前期に比して27社の減少となりました。

以上の結果、当期の監査証明業務の当業務に係る収入総額は、4,418,984千円となりました。

(非監査証明業務)

非監査証明業務は、当期64社で、当業務に係る収入総額は、81,398千円となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

当期において新たに開始した業務は、ありません。

(3) 監査証明業務の状況

令和2年6月30日現在

(会計年度末日)

種 別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	89 社	86 社
② 金商法監査	7	
③ 会社法監査	71	11
④ 学校法人監査	34	
⑤ 労働組合監査	21	
⑥ その他の法定監査	21	
⑦ その他の任意監査	71	
計	314	97

(4) 非監査証明業務の状況

区 分	大会社等	その他の会社等
対 象 会 社 等 数	18 社	46 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

(経営の基本方針)

当法人は、「投資者及び債権者の保護等を図り、国民経済の健全な発展に寄与するために、適切な職業的懐疑心を発揮して財務情報の信頼性を確保するという社会的使命を全うする」ことを経営理念として掲げ、これを基本方針として運営しております。

(経営管理に関する措置)

当法人の理事等による職務の執行が適正に行われることを確保するため、定款、業務運営規則等の規程において必要な体制を定めております。

また、経営の意思決定機関としては社員会、理事会を設置しており、規程に基づき、各会議体で決議等を行っております。

なお、理事等の職務遂行等を監査するため監事を置いております。また、監査法人のガバナンス・コードにもとづき平成29年9月より、経営監督評価委員会を設置しております。

(法令遵守に関する措置)

当法人は、専門要員の職務遂行が法令及び定款に適合することを確保するため、品質管理規則、監査業務実施規程及び専門要員規程を制定しております。

また、定期的にインサイダー取引規制等の法令遵守に関する研修を行うなど、専門要員及び事務職員におけるコンプライアンス意識の高揚に努めております。

なお、当法人のコンプライアンス強化を目的として、コンプライアンス・ホットラインを当法人内及び顧問弁護士事務所に設置しております。

(2) 業務の品質管理の方針策定及びその実施に関する措置

・職業倫理及び独立性その他監査に関する法定及び規定の遵守に関する事項

(職業倫理)

公認会計士法及びその関係法令並びに日本公認会計士協会の倫理規則に準拠して、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、専門要員にその遵守を求めるとともに、研修を通じてその周知・徹底を図っております。すなわち、専門要員に対して誠実性、公正性、正当な注意並びに秘密保持等の適格性の具備を求めているものであり、その要件等については関連規程等に具体的に定めております。

(独立性)

独立性の保持のための方針及び手続を定め、当法人及び専門要員にその遵守を求めるとともに、研修を通じてその周知・徹底を図っております。

監査人による監査関与先に対する非監査業務の提供には一定の制限がありますが、当法人及びCrowe Globalが監査関与先に対して非監査業務を提供する場合には、その網羅性の確認とともに独立性に関する職業倫理の規定に照らして、提供の可否を判断しております。

なお、専門要員に対しては、年に1回、独立性に関する年次確認手続を実施するとともに、一定の範囲で内部検査を実施し、個人の経済的利害関係に関する独立性抵触の有無を確認しております。さらに、監査チームに参画するすべてのメンバーは、監査業務の開始時点及び終了時点で、被監査会社との間に利害関係のないことを確認しており、その確認結果についても監査調書としております。

監査責任者及び主査である専門職員のローテーションについては、継続関与期間の規制及び当法人の専門要員のローテーションに関する規程に基づいてローテーションを実施しております。主要な同一関与先に対する監査責任者の継続関与期間は最長7会計期間（上場会社の筆頭監査責任者については、最長5会計期間）、及び主査である専門要員が大会社等について継続して担当する最長の期間は最長10会計期間として、これを超えて監査業務を行えないこととなっております。

なお、審査を担当するレビュー・パートナー（以下、「RP」という。）についても、ローテーション（最長7会計期間）を実施しております。

(インサイダー取引防止への取り組み)

インサイダー取引防止規程等を設けるとともに、研修等を通じてインサイダー取引防止の周知徹底を図り、専門要員に対して継続的に注記喚起しております。なお、専門要員及び事務職員の上場株式等の売買については原則として禁止しております。

(情報セキュリティへの取り組み)

当法人は公認会計士業務という社会的信頼性を保持すべき業務の観点から情報の漏洩・流出及び情報の不正利用のリスクを認識し、これらを防止するための適切な方針及び手続を定めております。

情報セキュリティの責任は理事長が担っており、情報セキュリティに関する管理を適切に実施及び推進するため、情報セキュリティ委員会を設置し、割当てられた情報セキュリティ責任を遂行しております。

(その他の監査に関する法令及び規定の遵守に関する事項)

その他の監査に関する法令及び規定についても遵守しております。

・ 監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結については、リスク管理部における受嘱の可否の検討の後、理事会の審議・承認を経て決定しております。

受嘱の可否の判断に際しては、監査業務の目的・種類・範囲等の確認、被監査会社等の事業内容・経営陣の姿勢・ガバナンス・企業環境・内部統制等の理解、契約条件及びリスク（不正リスクを含む）の識別等を検討しております。リスク管理部では、当法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する専門要員の確保の状況等を考慮して新規受嘱の可否を検討し、理事会に事案を上程しております。

また、監査契約の更新については、リスク（不正リスクを含む。）を識別、検討し、審査部の承認を要することとし、リスク管理部では、監査契約の締結に際し、審査部が承認した監査契約の内容及び被監査会社情報の更新を確認しております。

・ 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

専門要員の採用に関する方針及び手続を定めて、当法人の経営方針及び各事務所の人員計画に基づいて、業務遂行に必要な能力を保持する誠実な人材を専門要員として採用（定期採用及び中途採用）しております。

当法人の教育・研修プログラムの充実を図る一方で、専門要員に対してその受講と日本公認会計士協会継続的専門研修制度（CPE）のプログラム履修を義務付け、研修部においてCPE履修状況のモニタリング管理を行っております。

専門要員の評価、報酬及び昇進等は、品質管理を重視して定めた方針及び手続により実施しております。

監査チームの編成に際して、監査責任者及び主査である専門要員については、その能力、経験及び独立性や監査業務の遂行に十分な時間を確保できること等を考慮して理事会の決議により選任しております。また、監査責任者等は、監査対象会社の業種・規模等を考慮して監査チームを編成しております。監査責任者等の選任及び監査チームの編成に際しては、監査業務の遂行に必要な能力、経験等を踏まえて一定の監査品質を確保できることを最優先しており、必要に応じて、監査等業務本部が監査チームの適切な編成について助言、指導しております。

・ 業務の実施

(監査業務の実施)

監査業務は、その受嘱から監査計画の立案、監査業務の実施、監査報告書の発行、監査調書の保管に至るすべての局面において、監査基準等や当法人が求める監査業務の品質が合理的に確保するように遂行される必要があります。そのため、監査チームの編成、専門要員に対する指示・監督、監査調書の査閲、監査調書としての記録及び管理・保存の方法等を適切に行うための方針及び手続を定めております。

また、監査業務に必要な情報や技法を監査マニュアル等として整備して利用するとともに、専門

要員に対して、品質管理本部、品質管理部、審理室等から適時かつ的確に情報発信を行うことを通じて、監査業務の品質が合理的に確保されるよう努めております。

(専門的な見解の問合せ)

監査チームが直面する会計上、監査上の判断が困難な事項などについて、その専門的な見解の問い合わせは審理室が一元的に管理しております。審理室では監査チームからのこれらの問い合わせに対して、内部専門家や外部専門家に助言を求める等して、審理室として見解を提示します。監査責任者は、審理室から提示された見解を踏まえて、監査チームとして判断する責任を負っております。

(監査業務に係る審査)

すべての監査業務について、所定の審査の受審を求めています。審査は、監査計画から監査意見形成までの監査業務全般を対象として、当該監査業務に直接関与するメンバーとは独立したRPが業務に係る審査を客観的に実施するものであります。金融商品取引法監査会社等、会社法における会計監査人設置会社及び大規模な非営利法人については、RPによる審査、その他の監査業務については合議制の審査を実施しております。なお、合議制の審査は、通常審査委員会と特別審査委員会により行われます。前者は原則として定期開催であり、また、後者は監査上、特に慎重に判断すべき事項について、品質管理目的で合議をもって判断する目的で、不定期に開催されるものであります。

(監査上の判断の相違の解決)

審理室から提示された専門的な見解と監査チームの見解とが相違する場合や、監査チームメンバー間、あるいは、監査責任者とRP等との間で監査上の判断が相違する場合等には、監査責任者は事前審査を受審することとされており、所定の方針及び手続に従って、協議をもって解決を図っております。

・業務の品質管理のシステムの監視に関する措置

内部監査室が当法人の品質管理のシステムを監視しており、個々の監査業務の品質管理の実施状況を日常的に確認するとともに定期的に実施状況の点検を行っております。

実施状況の点検対象は、まず、当法人の全般的な品質管理のシステムとして定められている対象である、人事に関する事項、監査業務の遂行、監査意見形成のための審査機能、監査責任者の交代等であります。当該点検に際して、品質管理の方針及び手続の妥当性や合理性及び十分性、品質管理の方針及び手続への準拠性、品質管理に関するマニュアルや様式等の適切性、人材育成活動の有効性等の当法人の全般的な品質管理について、監視とともに評価しております。

次に、個別の監査業務の品質管理のシステムとして定められている、監査チームの編成、専門要員に対する指示・監督、監査調書の査閲、監査意見表明のための審査等の実施状況であります。これら個別の監査業務に対する品質管理レビュー（以下、「レビュー」という。）も、内部監査室が定期的に評価しております。なお、品質管理検討室を設置し、重要な監査リスク領域に関連する監査調書を上場会社間で横断的に点検することにより、個々の監査業務の品質管理の補完等を行っております。

内部監査室は、監視・レビューの結果発見された事項を評価し、必要事項について、是正措置を関係責任者、監査責任者に伝達して共有するとともに、これらを理事長等に報告しております。

また、監査責任者は、レビューによる指摘事項が監査意見の形成に重要な影響を与えているか否かを確認するとともに、必要な場合には速やかな是正措置を講じることが求められています。

専門要員による実施業務に対する不適切な行為や法令等の違反その他当法人の定める品質管理のシステムに抵触する場合等において、これらに関する不服や疑義がある場合の対処方針及び手続を定めております。不服等ある場合には、内部監査室長宛にこれを申立てることとしておりますが、その際には匿名も妨げないことになっております。なお、申立者が不利益を受けないように、内部監査室長は最善の注意を払い、不当な扱いが事実認定された場合には速やかに是正措置をとることとしております。

また、外部通報制度も導入しております。

・品質管理に関する責任

当法人は、「監査に関する品質管理基準」等に準拠して品質管理規則等を定め、社会からの信頼に応えるべく、契約の新規の締結及び更新、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施、審査等に至る品質管理に関する方針及び手続を定めて、品質管理のシステムを整備し、運用しております。

品質管理のシステムに関する最終的な責任を理事長が負うとともに、品質管理規則に係る業務を統括する機関として品質管理本部を設置、品質管理本部長が当法人の品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を持つ体制を構築しております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の社員はすべて公認会計士であるため、特に何らかの措置は講じておりません。

(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による日本公認会計士協会の調査を受けた年月

品質管理レビュー 令和 2 年 1 月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当法人の理事長が、第 50 期（自令和 1 年 7 月 1 日至令和 2 年 6 月 30 日）の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当事項はありません。

(2) 提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

Crowe Global

(2) 提携を開始した年月

平成 30 年 7 月

(3) 業務上の提携の内容

国際業務における監査手法及び品質管理等の情報交換
各種国際業務のセミナー開催への参加
海外提携事務所への業務紹介・海外提携事務所からの業務紹介

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要

Crowe Global は 146 か国に 765 事務所を擁する世界第 8 位の会計ネットワークで、各事務所の自主性を重んじるため取り決めは多くありませんが、トレードマークの使用ルール、業務の相互リファー（紹介）について協力することが取り決められています。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
73人(55人)	-人	73人 (55人)

(注) ()内は代表社員数であります。

なお、当法人は、特定社員制度を採用していません。

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
理事会	決議及び協議機関	8人	—	8人

当法人は、「定款」の定めにより社員会で選任された理事長及び副理事長並びに理事によって構成される理事会を設置しております。

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 東京事務所	東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル6階	61人	—	61人	195人
(従) 大阪事務所	大阪府大阪市中央区安土町2丁目3 番13号 大阪国際ビルディング19 階	8人	—	8人	33人
(従) 名古屋事務所	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目2 6番13号 ちとせビル5階	4人	—	4人	14人
計	総事務所数 3ヶ所	73人	—	73人	242人

四. 監査法人の組織の概要

別紙参照

五. 財産の概要

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第49期 平成30年7月1日～ 令和1年6月30日	第50期 令和1年7月1日～ 令和2年6月30日
売上高		
監査証明業務	4,384,574	4,418,984
非監査証明業務	172,560	81,398
合計	4,557,135	4,500,383

2. 直近の二会計年度の計算書類

添付義務はないため省略しております。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

添付義務はないため省略しております。

4. 供託金の額

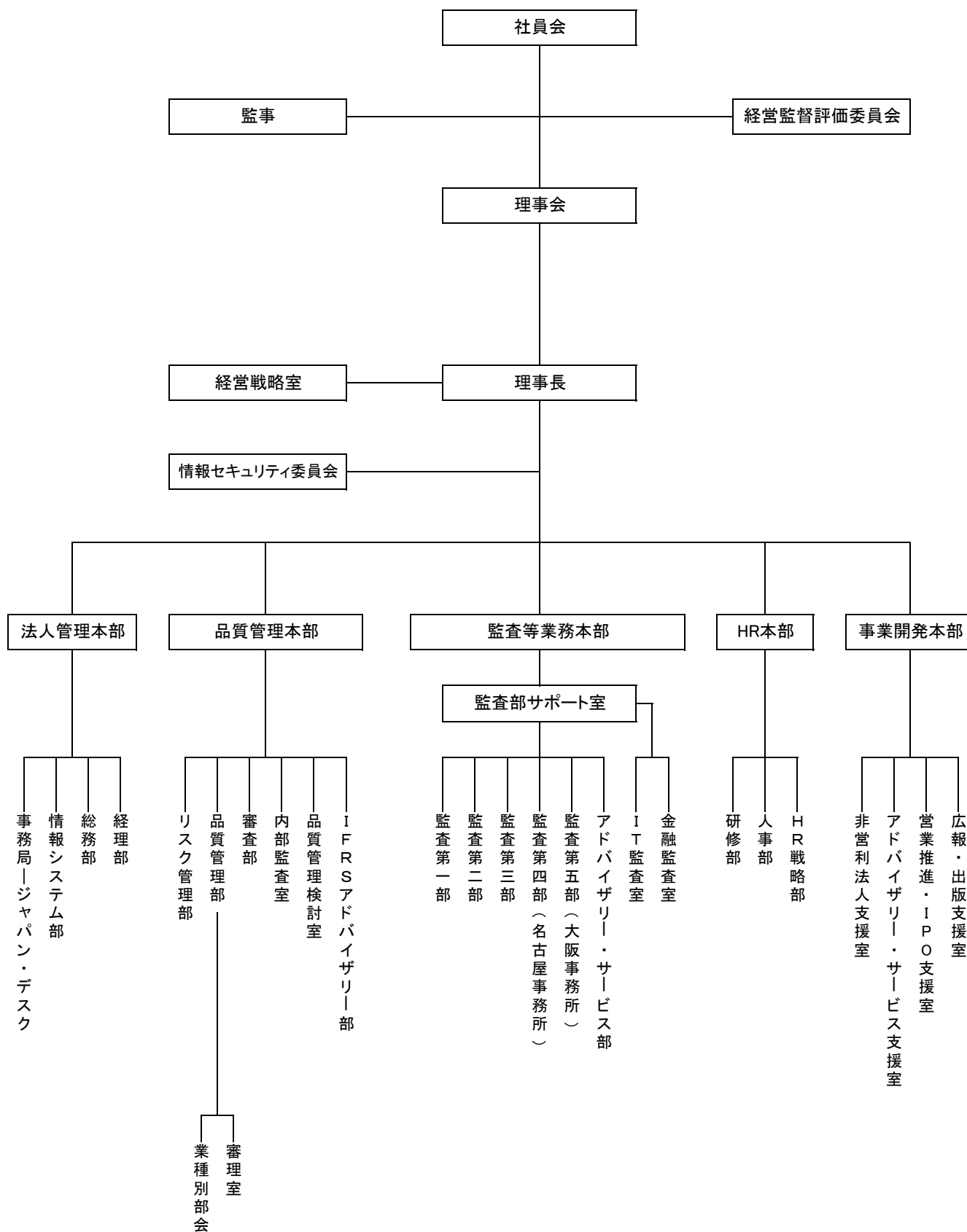
該当事項はありません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

別紙参照



六.被監査会社等(大会社等に限る)の名称

金商法・会社法監査 計86社

被監査会社等の名称		被監査会社等の名称		被監査会社等の名称	
1	アーツパークホールディングス株式会社	31	財形住宅金融株式会社	61	ヒビノ株式会社
2	アウンコンサルティング株式会社	32	株式会社サンオータス	62	ファーストコーポレーション株式会社
3	株式会社赤阪鐵工所	33	株式会社静岡中央銀行	63	不二サッシ株式会社
4	旭精機工業株式会社	34	株式会社ジャパンエンジンコーポレーション	64	株式会社富士山マガジンサービス
5	株式会社朝日ラバー	35	新京成電鉄株式会社	65	藤田観光株式会社
6	アルテック株式会社	36	新生紙パルプ商事株式会社	66	株式会社ブラザクリエイト本社
7	株式会社アルファポリス	37	シンデン・ハイテックス株式会社	67	プラス・テック株式会社
8	イートアンド株式会社	38	シンメンテホールディングス株式会社	68	文化シャッター株式会社
9	株式会社イオレ	39	セグエグループ株式会社	69	株式会社ベクトル
10	イハラサイエンス株式会社	40	株式会社銭高組	70	株式会社ほぼ日
11	イマジニア株式会社	41	ダイトウボウ株式会社	71	本多通信工業株式会社
12	株式会社ウェッズ	42	株式会社但馬銀行	72	株式会社Macbee Planet
13	ウェルス・マネジメント株式会社	43	田中商事株式会社	73	株式会社マサル
14	ウェルビー株式会社	44	株式会社鶴見製作所	74	株式会社マリオン
15	株式会社NJS	45	東海汽船株式会社	75	株式会社御園座
16	株式会社エフオン	46	株式会社東京自働機械製作所	76	株式会社ミツトヨ
17	株式会社エンビプロ・ホールディングス	47	株式会社東京ソワール	77	三菱瓦斯化学株式会社
18	オークマ株式会社	48	株式会社ドーン	78	美濃窯業株式会社
19	株式会社オークワ	49	株式会社トミタ	79	宮地エンジニアリンググループ株式会社
20	株式会社岡三証券グループ	50	那須電機鉄工株式会社	80	株式会社妙徳
21	株式会社オハラ	51	株式会社ナンシン	81	株式会社ムサシ
22	株式会社柿安本店	52	日東製網株式会社	82	森尾電機株式会社
23	株式会社加藤製作所	53	日本管理センター株式会社	83	株式会社やまびこ
24	株式会社川金ホールディングス	54	日本光電工業株式会社	84	ユアサ商事株式会社
25	株式会社カワチ薬品	55	日本証券金融株式会社	85	豊商事株式会社
26	極東証券株式会社	56	株式会社ネクストジェン	86	株式会社リンクバル
27	空港施設株式会社	57	株式会社ハビネット		
28	クミネ工業株式会社	58	株式会社PR TIMES		
29	株式会社クレスコ	59	株式会社ビーマップ		
30	ケネディクス株式会社	60	株式会社ビーロット		

会社法監査 計11社

被監査会社等の名称	
1	株式会社INCJ
2	岡三証券株式会社
3	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
4	株式会社海外需要開拓支援機構
5	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
6	株式会社産業革新投資機構
7	株式会社地域経済活性化支援機構
8	日証金信託銀行株式会社
9	日本・サウジアラビアメタノール株式会社
10	日本トリニダードメタノール株式会社
11	安田不動産株式会社